

平成23年3月13日

各 位

社団法人 全国信用金庫協会

東北地方太平洋沖地震に係る金融上の措置への対応について

このたび発生しました東北地方太平洋沖地震においては、東北地方をはじめ東日本を中心に大きな被害が生じており、被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震による被害発生に伴い、本会对し、自見内閣府特命担当大臣（金融）、白川日本銀行総裁の連名により、地震の被災者の方々への適切な対応を求める「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」に係る要請がありました。

本要請を受けまして、本会では各信用金庫に対し、預金証書・通帳を紛失した場合の払戻し、貸出の迅速化や返済猶予、手形の不渡処分についての配慮、休日営業等に関する措置など、被災者の方々の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう、下記のとおり要請しております。

今後、私ども信用金庫は、被災地域の復興に少しでもお役に立てるべく、全力で対応を図ってまいります。

皆様の安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

以 上

お問合せ先

業務部：03-3517-5713

広報部：03-3517-5722